

くらナビ 365 利用規約

2025 年 4 月 1 日施行

第 1 条（規約）

1. 本規約は、株式会社 NEXIA（以下「当社」という）が提供する「くらナビ 365」（以下「本サービス」という）の提供及びその利用に関する規約（以下「会員規約」という）を定めるものです。
2. 当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の会員規約に基づくものとします。
3. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」という）を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。
4. 会員は、会員規約の内容に同意して本サービスを利用するものとします。

第 2 条（定義）

「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き（会費納入を含む）を行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。なお、当社が、入会を承諾しない場合は当社が申込を知った日から 1 週間以内に会員希望者に個別に通知し、入会を承諾する場合は所定の入会申込み手続き時に明示されたサービス開始日から会員は本サービスを利用できるものとします。また、会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。

第 3 条（本サービスの利用及び種類）

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
2. サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合には、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
4. 会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報（名前、生年月日等）の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）の提示を必要とします。

第 4 条（譲渡禁止）

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第5条（会費）

1. 本サービスの会費は、所定金額を、指定の方法にて支払うこととします。
2. 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合には、会員期間に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。
3. 会費を滞納した場合、事前に個別の連絡がない限りは会員に対し事前事後に通知することなく、即時退会としサービスの提供を停止します。

第6条（会員期間及び更新）

1. 本サービスの会員期間（サービス有効期間）は、一ヶ月単位となり、会費の日割り精算は行いません。
2. 会員期間は、所定の期日までの退会申請がない自動更新となります。

第7条（登録情報変更の届出）

1. 会員は、住所や連絡先等、当社に届出している内容（以下「登録情報」という）に変更があった場合は、所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第8条（退会・会員資格の取消）

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、所定の方法でその旨を必ず届出をすることとします。なお、支払われた会費は、会員規約第5条第2項の規定により、一切返金いたしません。
2. 本サービスの退会手続きは毎月25日（定休日は翌営業日）までに当社へ退会申請されたものを当月退会とします。
3. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - （1）入会申込み時に虚偽の申告をした場合
 - （2）会員規約また諸規定等に違反した場合
 - （3）不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
 - （4）会費を滞納した場合
 - （5）その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他(1)～(7)に準ずるもの
2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

第10条（個人情報の収集・保有・利用について）

1. 当社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。
 - (1) 当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
 - (2) 会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。
本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
 - (3) 会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供（会員相互間のトラブルに関する場合も含む）にあたり、以下の会員の個人情報を、専門相談員、指定弁護士、協力会社その他当社が必要と判断する者に提供することをあらかじめ同意するものとします。
本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸

借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

- (4) 会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
- ①本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
 - ②本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」という）への会員等の個人情報の提供
 - ③個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
 - ④本サービスの運営維持の為若しくは、当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - ⑤申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 - ⑥本サービスに関する情報を通知するため
 - ⑦当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - ⑧本サービスの本来的・付帯的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
 - ⑨その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条（免責）

1. 本サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、これらの利用を会員に強制するものではなく、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。
2. 当社は、会員が、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第12条（管轄裁判所）

この会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

近隣トラブル解決支援サービスまもるん

当社が提供する「近隣トラブル解決支援サービスまもるん」（以下「本サービス」という）の運営元はハイコミュニケーションズ株式会社（以下「H 社」という）であり、当社は、本規約に基づきハイコミュニケーションズ株式会社が運営する近隣トラブル解決支援サービスまもるんを会員に提供します。

第1条（目的）

本サービスに係る加入者（以下「会員」という）を対象として、会員のストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内、専門家、行政機関、専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとしします。

第2条（専門相談員）

本サービスの専門相談員は、警察 OB を中心に、ストーカー、不法侵入、近隣トラブルに精通し、当社が専門相談員として、ふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

第3条（利用資格）

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

第4条（利用方法）

会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。ご利用・受付時間は、平日の午前10時～午後6時30分まで（土、日、祝、年末年始を除く）とします。時間外につきましてはメールフォームにて受付いたします。

第5条（サービス内容）

1. 会員から専用ダイヤル、又は、面接相談で、相談・問い合わせのあったストーカー被害、不法侵入、
近隣トラブルに関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとします。
 - （1）トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス。
 - （2）警察署、行政機関等の専門相談窓口等の専門家の紹介
 - （3）その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 本サービスは、法律家によって行なわれる法的相談ではなく、一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、相手方に電話連絡、文書送付、面談その他の交渉等を行うことは一切ありません。
3. 本サービスは、ストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項と当社相談員が判断した場合

には、相談を中止する場合があります。

- (1) 近隣トラブル解決支援を対象としない日常トラブルの相談
- (2) ストーカーとは直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項
- (3) 法令や社会通念に反する事項
- (4) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
- (5) その他、当社が対象外と判断した事項

第6条（相談回数等）

- 1. 会員は、近隣トラブル相談サービスを受けるために、本相談ダイヤルを無料にて利用できます。
- 2. 会員は、本サービスの有効期間内において、年間3回まで、本相談ダイヤルを利用して、相談・問合せを行なうことができます。
- 3. 会員が、電話相談ではなく、個別の面接相談をご希望のときは、1回につき5,000円（消費税別途）の相談料がかかり、当社指定の相談場所において、相談を実施するものとします。
- 4. 近隣トラブル解決支援サービスまもるん相談窓口

ハイコミュニケーションズ株式会社

電話番号：0120197423（10:00～18:30）※土日祝日・年末年始除く

第7条（免責）

近隣トラブル解決相談サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、会員に強制するものではなく、あくまで、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。当社は、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

緊急駆けつけトラブルサポートサービス

本サービスは、当社及び当社の業務提携先（以下「業務提携先」という。）を通じて提供されます。

◆緊急かけつけサービス

第1条（サービスの内容）

1.会員等は次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルで、24 時間 365 日、トラブル解決のための情報提供または緊急サポートを受けることができます。

- (1) 鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブル
- (2) 水まわりのトラブル
- (3) ガラスのトラブル
- (4) ガス・給湯器のトラブル
- (5) 電気のトラブル
- (6) 建具のトラブル

2.前項により当社が提供する緊急サポート対応の定義は次の通りとします。

- (1) 初回緊急サポート対応を「一次対応」といいます（60 分以内の部品代を除く作業代は無料です）。
- (2) 部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業をする場合を「二次対応」といいます。

3.前2項の緊急サポートを会員等が受ける場合、次の提示が必要となります。

免許証、又は顔写真と現住所が印字されている且つ、1 枚で確認が出来る身分証明書（ただし、免許証等の身分証明証の住所が本サービス対象物件の所在地との一致が必要です。）

4.作業費・部品代補助金サービス

会員等が本条第 1 項に記載する緊急サポートを利用し、現地にて会員等の実費負担が発生し、次の給付条件を満たした場合、補助金として最大 5,000 円（税込）まで当社が負担します。

(1) 給付条件

- ①作業費・部品代補助金は、契約期間中 1 回までのサービスであること。
- ②発生した実費負担が 5000 円（税込）以内であること。
- ③当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

5.会員等は緊急サポートを利用した場合、管理会社とその他関係各社への状況報告のため現場写真を撮る場合があることを予め承諾するものとします。

第2条（利用料金）

1.会員等は、緊急サポートを、有効期間内において 24 時間 365 日、専用のフリーダイヤルで、無料にて利用できるものとします。ただし、前条第 2 項（1）に記載する 60 分を超過した作業代金、又は同項

（2）に記載する部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金が、前条第 4 項に記載する補助金額を超えた場合、現地にて会員等が実費負担するものとします。

2.緊急サポートを受けた後に、二次対応が必要となった場合、会員等は賃貸人又は当社の承認を得た上で、別途有料（作業料金・部品代）で当社にサービスを依頼することができます。

3.当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員等はこれを承諾するものとします。

第3条（免責）

次の各号のいずれかに該当するトラブルは緊急サポート対象外とします。

- (1) 入居当初からの故障・破損のトラブル
- (2) 建物共用部分に関わるトラブル（共用廊下、エントランス等）
- (3) 立会いができない場合のトラブル
- (4) 午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による解錠の場合
- (5) 会員等以外からの要請
- (6) 緊急サポート後の二次対応工事
- (7) サービス対象物件以外の物件でのトラブル
- (8) 退室・転居等の理由での原状回復のための要請
- (9) 専用フリーダイヤルを利用しない場合
- (10) 本サービス以外に要請し対応された場合
- (11) 会員が、会員規約等に違反した場合
- (12) 自然災害、天災、暴動等に起因する場合
- (13) 天災地変等の自然災害によりサービス対象物件への到着が困難であると判断した場合又は本サービスのコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
- (14) 会員等の住所が離島・島嶼及び当社のサービス提供が困難な山間部に変更になった場合
- (15) その他当社が不適切と判断した場合

◆補助金給付制度

第4条（サービス内容）

会員等は次の各号の補助金給付制度を利用することができます。

(1) バックアップサポート

本サービス期間中に、本サービス対象物件で、侵入盗難被害に遭い、被害に遭ってから3ヶ月以内に本サービス対象物件から会員本人が転居する場合に、その転居費用の一部としてお見舞金（以下「お見舞金」といいます）最大10万円（税込）を給付します。

(2) 宿泊補助金

第1条1項（1）の鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブルにおいての緊急サポート時に、解錠が出来なかったことにより会員等が有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大10,000円（税込）までを支給します。

(3) ガラス交換補助金

第1条1項（3）のガラスのトラブルにおいての緊急サポート時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した際の補助金として、最大30,000円（税込）までを支給します。ただし、保険会社から当該事故の保険金支払いがなされた場合は、当社からは支払いません。

(4) 自転車修理補助金

本サービス期間中に会員所有の自転車が破損し会員等が修理費用を支払った場合、本制度に従って自転車修理補助金サービスとして修理補助金を支給します。なお、給付金額は第 5 条（4）記載の自転車修理専門店の発行した領収書の金額または 2,000 円（税込）のいずれか低い金額とします。

第 5 条（各種給付条件及び支払方法）

前条の補助金給付制度の給付条件及び支払方法は以下のとおりです。

（1）バックアップサポート

◆本サービスにおいてお見舞金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。

- ①本サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3 ヶ月以内に当該物件の引越しを完了し、且つ、転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること。
- ②侵入盗難被害があった日から 3 ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完了していること。
- ③転居先の物件が、当社又は当社取次店の仲介・斡旋であること。
- ④お見舞金の支払いは、契約期間中 1 回までになります（2 回目以降は対象外です）。
- ⑤支給に際し、当社が指定する必要書類を期日までに全て提出していること。
- ⑥当社が適切と判断すべき合理的な理由があること。

◆お見舞金をお支払いできない場合

次の各号の、いずれかに該当する場合は、お見舞金は給付されません。

- ①会員等の不在中に施錠されていなかった場合の侵入盗難被害、及び会員等の故意又は重過失による侵入盗難被害、その他会員等の犯罪行為や会員等の闘争行為による侵入盗難被害
- ②室外ベランダにおける盗難被害
- ③会員及び会員の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が加担した行為による侵入盗難被害
- ④会員及び会員の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が在宅中の侵入盗難被害
- ⑤戦争その他の変乱による侵入盗難被害
- ⑥地震、噴火、風・水・雪災その他天災の影響のもとでの侵入盗難被害
- ⑦核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの侵入盗難被害
- ⑧前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗難被害
- ⑨盗難の被害が無かった場合
- ⑩警察に速やかに届出をしてない場合
- ⑪侵入盗難被害が発生した日から数えて 5 日以内に当社に報告しなかった場合
- ⑫転居先の再入居住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」が当社代理店以外の場合
- ⑬会員等が、会員規約等に違反した場合
- ⑭その他当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

◆お見舞金請求の受付

当社は、お見舞金請求の受付後、侵入盗被害対象事故の調査（バックアップサポートに関する各種問い合わせを含みます）を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに以下に掲げる事項を当社に報告する

ものとしします。

①住所・氏名・電話番号・性別

②被害の発生日時と状況

③警察への盗難届けの有無

◆お見舞金の請求方法

お見舞金の請求を行うときには、会員はお見舞金請求書に次の書類を添えて当社に提出するものとしします。なお、当社が指定した期日までに提出がなされなかった場合には、お見舞金は給付されないものとしします。

①警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号

②当社所定の事故発生報告書

③盗難に遭った家財等の被害額を証する書類

④被害状況現場の写真

⑤会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報

⑥転居先の賃貸借契約書の写し

⑦その他当社が必要と認める書類

◆お見舞金の支払

当社の調査により、会員の申告した被害がバックアップサポートの対象となる事故であると判断されたときは、再入居の費用の一部として、最大 10 万円（税込）のお見舞金を給付するものとしします。

◆他の給付との関係

バックアップサポートによるお見舞金の給付は、他のサービス、保険等からの給付とは無関係に行うものとしします。

（2）宿泊補助金

◆宿泊補助金は、次の全ての条件を満たし、当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金を振込むものとしします。

①宿泊補助金は、契約期間中 1 回までのサービスであること。

②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を該当日含め、当社へ 5 日以内に提出すること。

③当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、当社へ 5 日以内に提出すること。

④当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

（3）ガラス交換補助金

◆ガラス交換補助金は、次の全ての条件を満たし、当社が、ガラス交換補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までにガラス交換補助金を振込むものとしします。

①ガラス交換補助金は、契約期間中 1 回までのサービスであること。

②他の保険会社より当該事故による保険金の支払いがなされていないこと。

③当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、5 日以内に当社に提出すること。

（4）自転車修理補助金

◆自転車修理補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付されます。

- ①会員等自身の所有自転車を、自転車修理専門店にて修理したこと（会員等自身が修理した場合は給付対象外とします）。
- ②自転車修理専門店に修理を依頼する前に、当社へ報告していること。
- ③補助金対象破損箇所は、タイヤ、鍵、チェーンに限ります。
- ④補助金の支払いは、契約期間中 1 回までになります（2 回目以降は対象外です）。
- ⑤当社が適切と判断すべき合理的な理由があること。

◆除外事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車修理補助金は支給されません。

- ①会員等の所有ではない自転車の修理
- ②盗難被害
- ③戦争その他の変乱による破損被害
- ④地震、噴火、風水雪自然災害その他の天災の影響のもとでの破損被害
- ⑤核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの破損被害
- ⑥前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害
- ⑦破損が無かった場合
- ⑧自転車修理専門店へ修理を依頼する前に当社への報告がなかった場合
- ⑨自転車修理専門店が発行した領収書の日付から数えて 5 日以上、当社に報告しなかった場合
- ⑩会員等が、会員規約等に違反した場合
- ⑪会員等が、故意に自ら事故を起こした場合
- ⑫その他当社が不適切と判断する合理的な理由がある場合

◆補助金請求の受付及び支払い

会員等は自転車修理専門店が発行した領収書の日付から 5 日以内に次の各項の事項を当社に報告し、当社所定の申請をするものとします。なお、当社は、補助金請求の受付業務及び当社が必要と判断した調査業務を行います。なお、当社が、自転車修理補助金サービスの対象修理であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに補助金を振り込むものとします。

- ①住所、氏名、電話番号、性別
- ②修理が必要となった日時と詳細な状況
- ③自転車修理専門店が発行した領収書

◆当社に対して補助金請求を行う場合、会員は次の資料を提出するものとします。

- ①当社所定の自転車修理補助金申請書
- ②自転車修理専門店が発行した領収書
- ③会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ④その他当社が必要と認める書類

以上